金属類 不正品の買取りに注意！

古物商の皆様へ

ジョモ子

下記の金属製品は、本来の用途で使用できる状態で取引される場合は、

「古物」に該当します。

マンホール

グレーチング（側溝のふた）

車止め

水道メーター

ポール

足場板

金属製門扉

など

上毛くん

要注意！

金属製品の盗難被害が増加しており、盗難品が営業所に持ち込まれる可能性があります。

買取りの際は「古物営業法」が適用されますので、

- ○ 相手方の身分確認・帳簿の記載
- ○ 不正品の疑いがある場合の警察官への申告

を徹底してください。

古物商の義務を怠った場合は、刑事・行政処分の対象となり得ます。

不審に思ったら迷わず１１０番通報してください！

群馬県警察本部生活安全企画課